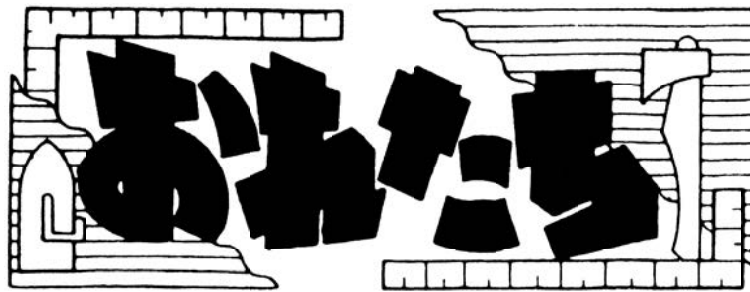


### 無料法律相談日の案内

2月18日(金)14時~16時

希望者は前日までに予約を

2月当初組合員数=1,900人(-2人)



発行所  
東京土建一般労働組合荒川支部  
東京都荒川区荒川6-3-1  
TEL(3892)9131 FAX(3892)9381  
発行者・津田宗久/編集長・増山國吉  
http://www.doken-arakawa.org/

## 緊急事態条項改憲

## 9条自衛隊明記改憲

# 建設従事者も強制的に戦争協力へ



大手メディアの報道のあり方も問題だと指摘する白神弁護士

八王子合同法律事務所  
白神 優理子 弁護士 インタビュー  
PART②

本紙1月号に続いて、八王子合同法律事務所の白神優理子(しらが・ゆりこ)弁護士から、自民党の改憲四項目の「緊急事態条項」「9条自衛隊明記」を中にお話を聞きました。  
取材 船橋賢一 書記局

### コロナ対策にも

### 緊急事態条項は障害

今回、みなさんがコロナのことで迷惑したのは、アベノマスクとか、学校の一斉休校でしょう。あれは科学者の意見を無視したというのには有名な話です。マスクにも異物が混入していたとか。学校が一斉休校になったことで、シングルマザーの家庭では働きに出れな

くなり、ご飯が食べられなくなったりとか、現場は大混乱でした。コロナ対策にせよ災害対策にせよ、いついかなる時にも現場が一番どういうやり方が住民のためかということをよく分かっているんです。それを無視して内閣だけであれもやれ、これもやれというのは、コロナ対策にも災害対策にもむしろ逆行します。迷惑な話というか、障害になるのが「緊急事態条項」なんです。

### 自粛をいうなら

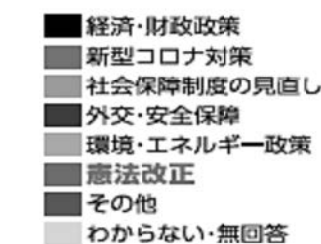
### 補償するのが憲法

あわせて自民党が考えているのが「9条改憲」です。集団的自衛権の行使、日本が攻撃もされていないのに、海外の戦争に行けることになってしまうと、今度はその戦争に加担するために、それこそ東京土建のみなさんに対しては、こ

これは医療従事者も同じです。米軍や自衛隊のために、この病院は一般市民は受け付けられない兵士専用にして、困っている住民が病院に駆けつけても薬を使えない、輸血はやるなど罰則付きで命令されることになら。だから災害にはまったく役に立たないどころか、障害になる上に「9条改憲」と合体すると戦争に無理矢理加担させられる。こういう状態になるのが、

### キケンな自民党の改憲4項目

- ①自衛隊の明記  
軍隊としての「自衛隊」を明記することで、不戦を掲げる9条を死文化させ、戦争に参加できるようになります。
- ②緊急事態条項創設  
政府が憲法を無視して、権力行使が可能になります。
- ③合区解消  
法律で解消できる問題であり、改憲の必要はありません。
- ④教育の充実  
現行憲法にのっとって教育は充実できます。



戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会のチラシより。上は「キケンな自民党の改憲4項目」、下は「衆院選で最も重視する政策課題」の世論調査。「憲法改正」と答えたのは3%だった

「緊急事態条項」なんだというのをみなさんにお伝えしたい。コロナ対策のためと誤解されている方が多

いと思いますが、すでにコロナ対策のための法律や制度は今すでにあるんです。むしろそれを今の政府は使

っていません。羽鳥さんのモーニングショーで、ノーベル賞受賞学

【増山國吉記者 西尾久分会】1月19日、「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」がコロナ禍のなか、衆議院会館前で総がかり行動を行いました。全体の参加者は600人、荒

川支部から3人が参加しました。憲法共同センターの田川義和共同代表の主催者挨拶の後、日本共産

党、立憲民主党、社民党、れいわ、沖縄の風の議員から連帯の挨拶がありました。

### 9条壊すな！ 総がかり行動



敵基地攻撃能力保有反対などを訴える参加者 国会前

## 軍事費より社会保障の充実を

## 国民は改憲を望んでいない

自民・公明・維新など改憲勢力の議席が3分2を占めていても、国民は改憲を求めている。米中対立が激化する中で、敵基地攻撃能力のミサイル配備、日米同盟強化のため日本の防衛力を増強しています。コロナで大変な時に、軍備ではなく社会保障費に予算をまわすべきです。参議院選挙は市民と野党の団結で改憲阻止のために頑張りましょう。

昭和記念公園

昭和30年代の風景

こもれびの里

【吉田敬子通信員＝東尾久2分会】去年4月10日に国営昭和記念公園（立川市）に行きました。園内に「こもれびの里」という施設があり、「水田や畑、農家と屋敷林等、昭和30年代の武蔵野の農村風景やそこ



農家の原風景。情緒ある囲炉裏

での暮らしを再現して

ます」（昭和記念公園ホームページより）。

施設内の「農家」が有形文化財に指定されているのを知り、部屋の中に入りましたら、情緒ある風景でしたので、すかさず写真を撮りました。

今月の1枚

今の憲法25条では「生存権」、みんなが健康で文化的に生きる権利があると謳っているわけですから、今の憲法を使った方がもっと

「緊急事態宣言」は国会で話し合う必要はなく、内閣だけで何でも決めるもので、全く違うものです。緊急事態宣言は何回も出したのに、持続化給付金と

無責任な名ばかりの緊急事態宣言を出しているのは憲法のせいではなく、今の政府のせいです。

(つづく)

者が今の政府のコロナ対策について、「感染症の医学的教科書では検査をして陽性者は隔離をして、そこから経路をたどっていき、かわった濃厚接触者は保護していく」と一番最初に書いてある。なのに、なぜこの国の政府がやらないのか、理解に苦しむ」と言っていました。緊急事態宣言下で五輪をやり、感染者が爆発的に増えると言っているのにゴートゥーキャンペーンをやってしまった。政府が率先して感染者を増やして

検査しなさい、もっと補償しなさいというところが、「緊急事態宣言」など作ってしまえば、全部内閣のいうがままになってしまっている。検査もやらない、法律で決められたこともやらなくて感染者を増やしてしまう。大変危険だし、コロナ対策はむしろ失敗してしまうのが「緊急事態宣言」なんだと言っているをみなさんに伝えたい。

緊急事態宣言は、国権の最高機関が中身を承認して中身を決めていくもの、「緊急事態宣言」は国会で話し合う必要はなく、内閣だけで何でも決めるもので、全く違うものです。緊急事態宣言は何回も出したのに、持続化給付金と

9条改憲の危険にどう立ち向かうか 9条改憲NO! 荒川市民アクション 学習集会 日時 2022年3月19日(土) 15時30分受付 16時開会 会場 町屋文化センター1階 多目的ホール 会費 500円(資料代含む) 講師 五十嵐 仁(いがらし・じん)さん

吉岡寛康さん 西尾久分会

働き続けたい子育て世代にも安心

雇用保険・育児休業給付を利用

「育児休業を取得できて良かったです」と話すのは、西尾久分会の有限会社東邦テクノ(代表・仲澤高広さん、ラスタ型木工)で働く吉岡寛康さん(38歳)です。

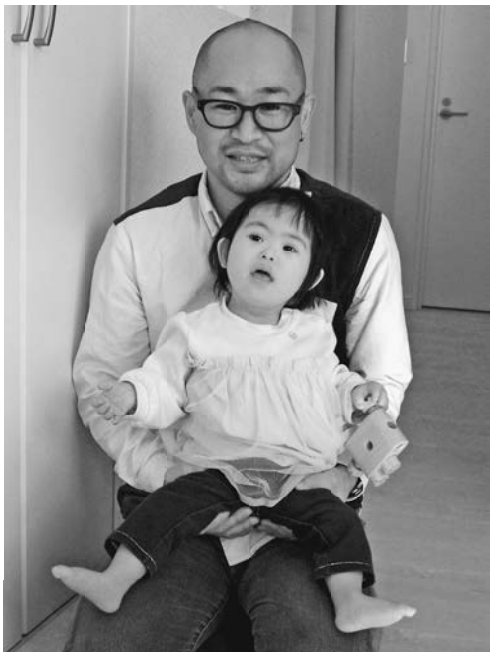
「障害を持った長女が生まれた時、介護も必要なため妻は勤め先を辞めました。長男が生まれた時には妻一人では無理なので、社長の仲澤さんに育児を取るかもしれないと伝えまし

「育児休業を取った長女が生まれた時、介護も必要なため妻は勤め先を辞めました。長男が生まれた時には妻一人では無理なので、社長の仲澤さんに育児を取るかもしれないと伝えまし

「育児が取れたのも、会社がとても理解があったからだと思います。これから私のような子育て世代が、子どもが生まれても安心して働き続けられるような制度は必要ですよ」と吉岡さんは話してくれました。

現在、東邦テクノには総務がなく、社員の組合加入手続き等に社長の仲澤さん自らが組合に足を運んでいます。ゼネコン現場と組合

取材 船橋賢一＝書記局



「組合のアドバイスにも感謝しています」と話す吉岡さん＝自宅

仲間の横顔

【薄井章通信員＝町屋南分会】私は店舗の据え付け什器を製造しています。仲間の井澤力さんの紹介で組合に加入したのが16年前、旧町屋3分会の時でした。

薄井 章さん(町屋南分会)

63



製造、納品した什器

当時の分会長は勢司武夫さん。「明日来て。一杯飲ませるから」が組合活動の始まりでした。税金対策部会に出席して、議案書の読み合わせと

小谷野邦彦税金対策部長の本部報告、とても風格があり常任執行委員に憧れました。09年度に常任執行委員、16年度に副執行委員長、現在は分会長、あと一年で支部の執行委員は退任です。



薄井さん

分会では4群の会計、来年度は5群の会計も。中々引退させてもらえません。一生涯分会に尽くしていきます。

東京土建国保組合の組合員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した組合員等の保険料免除の追加申請を受付します。

【申請期限:2022年3月18日(金)国保組合必着】

- ①主たる生計維持者(世帯主)が死亡または重篤な傷病を負った組合員 ⇒ 保険料(2021年7月から8カ月分)を免除
②建設産業の収入が2019年または2020年と比べて30%以上減少した組合員 ⇒ 保険料(4カ月～8カ月分)を免除
収入の減少率に応じて免除期間を決定します。

<2020年と比較する場合>

Table with 2 columns: 収入の減少率, 保険料の免除期間. Rows: 50%以上 (2021年7月から8カ月), 40%以上50%未満 (2021年9月から6カ月), 30%以上40%未満 (2021年11月から4カ月)

※上記に加え、2020年の合計所得が1,000万円以下および減少した収入以外の所得の合計が400万円以下である場合が対象です。

<2019年と比較する場合>

Table with 2 columns: 収入の減少率, 保険料の免除期間. Rows: 30%以上 (2021年11月から4カ月)

※上記に加え、2020年・2019年の合計所得がそれぞれ1,000万円以下および減少した収入以外の所得の合計がそれぞれ400万円以下である場合が対象です。

【注】収入減少の主な原因が離職・転職等によるもので、新型コロナウイルス感染症の影響ではない場合は対象になりません。

【注】すでに免除が決定されている組合員の方は、免除期間を拡充します(申請不要)。また、収入が当初の見込からさらに減少したことにより、初回申請時から減少率が変化する場合は、再度申請することで変更できます。

ご自身が免除の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、ご所属の支部または東京土建国保組合資格課にお問い合わせ下さい。なお、申請の窓口はご所属の支部になります。

東京土建国保健康保険組合 資格課(03-5348-2988)

コロナ感染症保険料免除再延長 申請期限3/15まで